

仕様書

1 件名

事業用操縦士資格取得研修（北九）

2 目的

当庁職員が事業用操縦士（飛行機・陸上単発）の資格を取得するための知識及び技能の習得を目的とする。

3 研修の実施場所及び研修施設の要件

研修は日本国内で実施するものとし、本研修の目的を達成するための訓練機材及び教官数等の設備、スタッフが整った研修施設であり、研修員の自学自習のため研修期間中の午前8時30分から午後5時40分まで並びに訓練準備等で必要な場合、自習場所を提供すること。

4 履行期限

令和7年3月21日(金)

なお、研修始期は監督職員と調整のうえ決定する。

5 研修員

海上保安庁操縦士 2名（自家用操縦士（飛行機）技能証明保有、事業用操縦士学科試験未保有）

契約後、受注者に対して研修員の所属及び氏名等、本研修に必要な事項を監督職員から別途通知するものとする。

6 研修

（1）研修内容は座学及び実機又はシミュレーターを用いた飛行訓練（以下「飛行訓練」という。）とし、詳細については別表のとおりとする。

（2）受注者は契約後2週間以内に研修開始から修了までの研修計画書（研修日程、研修体制等）を作成し監督職員に提出すること。研修日程については、使用航空機の整備計画及び訓練担当教官割から算出される1日当たりの飛行可能回数を考慮した現実的なものであること。

研修計画に変更が生じた場合は、その都度、監督職員に提出すること。

なお、施設の許容人数等の事情により人数を分割して研修を実施する場合は、監督職員と調整のうえ実施すること。

（3）研修資機材等

研修に必要な図書（参考図書、マニュアル、区分航空図、TCAチャート等）、資機材等の一切は請負業者にて準備すること。また、飛行訓練実施にあたり必要となる諸手続きも受注者にて実施すること。

なお、実機訓練使用機材については、飛行機（陸上単発機）とし、機体不

具合等不測の事態発生に対応できる予備機（実機訓練使用機材と同型式機）を準備すること。

7 研修費用

座学、飛行訓練に係る経費等の費用については、受注者の負担とする。
なお、研修員に係る交通費は研修員の負担とする。

8 報告

受注者は、以下について原則として1か月に1回、監督職員に報告するものとする。

また、研修の進捗に重大な影響を与える事象が発生した場合、その他監督職員が必要と認める場合は速やかに監督職員に所要の報告をし、以後の研修日程について協議するものとする。

- (1) 研修進捗のうち、座学、飛行回数、離着陸回数、飛行時間及び研修日程に関するもの
- (2) 研修に係る航空機の運用及び整備の日程に関するもの
- (3) 翌月以降の上記2項に係る計画
- (4) 各研修員の飛行毎の記録
- (5) 監督職員又は監督職員が指名した者が配布、依頼する評価表
(本項のみ、報告の時期については別途指示する。)

9 その他事項

- (1) 契約期間中における研修員の宿泊施設について、次の条件をすべて満たす施設を受注者が必要数確保すること。
なお、宿泊費用については本契約に含むものとし、履行完了後に研修費用とあわせ精算するものとする。また、宿泊施設で発生した光熱水料は、研修生の負担とする。
 - ア 研修員各個に宿泊に適した個室を提供すること。
 - イ 個室には、就寝ベッド又は寝具、自習に利用可能な机及び椅子が設置されていること。また、十分な照明があること。
 - ウ 個室に自習可能な机等が設置されていない場合は、当庁研修員のみが利用可能で机及び椅子が設置されている自習部屋を別途確保すること。当該自習部屋は24時間利用可能であること。また、十分な照明があること。
 - エ 宿泊施設には、トイレ、入浴施設及び洗濯施設が設備されていること（共用設備でも可とする）。
 - オ 宿泊施設は、研修場所から公共交通機関で1時間以内の範囲にあること。また、当該公共交通機関は、早朝飛行及び夜間飛行を実施する場合にも移動手段として利用可能であること。利用不可の場合は、代替手段を確保すること。
 - カ 研修員が宿泊しない期間、研修員の荷物を保管しておく場所を確保すること。

- (2) 研修開始後、研修員の突発的な真にやむを得ない事情（身体検査不合格等）により研修を中止しなければならない場合は、監督職員と協議するものとし、中止に至るまでに要した経費のみ請求すること。
- (3) 受注者は研修施設との調整に際しては、研修員が海上保安庁の職員であることを明示すること。
- (4) 本研修の実施に影響を及ぼす事案が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに協議を行い、監督職員の指示により事案の解消に最善を尽くし対処すること。
なお、天災事変等請負業者の責に抛らない場合を除き、事案の解消までに要した費用については、受注者の負担とする。
- (5) 請負代金の支払いについては、検査合格後完了払いとする。
- (6) 本仕様により難き事項または疑義がある場合については、担当官と協議すること。

10 担当者

海上保安学校宮城分校 北九州航空研修センター 首席教官

Tel 0 9 3 - 4 7 4 - 7 7 9 7

研修内容
「操縦士実地試験実施細則（飛行機）」に定められた内容に則し、以下の内容を網羅の上実施すること。 1 座学 1人当たり5時間以上 (1) 機体概要及び構造 (2) 運用限界及び性能 (3) 諸系統及び取扱い (4) 通常操作及び非常操作手順 (5) ローカルルールを含む運航に必要な一般知識 2 飛行訓練 1人当たり50時間以上（5時間以上の夜間飛行を含む） 操縦士実地試験実施細則（事業用操縦士）Ⅱ - 2. 実地試験にかかる次の項目を実施すること。 (1) 飛行前作業 (2) 空港等及び場周経路における運航 (3) 各種離陸及び着陸並びに着陸復行及び離陸中止（離着陸60回以上（夜間における5回以上の離陸及び着陸を含む）） (4) 基本的な計器による飛行 (5) 外部視認目標を利用した飛行を含む空中操作及び型式の特性に応じた飛行 (6) 野外飛行（540km以上の飛行で中間において2回以上の生地着陸を実施するものを含む） (7) 飛行全般にわたる通常時の操作 (8) 異常時及び緊急時の操作 3 飛行前、飛行後ブリーフィング (1) 飛行前ブリーフィング（1回の飛行につき30分以上） 1回の飛行訓練の開始約1時間前を目途に、機長の出発前の確認、訓練手順及び注意事項を含む飛行に必要なブリーフィングを当該飛行訓練を担当する教官立会の元、1回の飛行につき30分以上行うこと。 (2) 飛行後ブリーフィング（1回の飛行につき30分以上） 1回の飛行訓練終了後は、当該飛行訓練の注意事項及び振り返りなど次の飛行訓練につながるブリーフィングを当該飛行訓練を担当した教官により、1回の飛行につき30分以上行うこと。